身体障害者診断書・意見書(

障害用)

総括表

氏 名		大正 昭和 平成 令和		年	月	日生	男・	・女
住 所	横浜市							
① 障害名(音	I 部位を明記)							
② 原因となる	った		交通、	労災、	その他の	事故、戦	傷、戦	災
疾病・外位	怎名		自然災	害、疾病	、先天性、	その他()
③ 疾病・外位		日・場						
④ 参考となる	る経過・現症(エックス線写真及び検査所	見を含む)					
			→ ~ 6.4	L44\		f		н
⑤ 総合所見	障害固定	又は障害	計催疋(推定)		年 ———	月	日
② 松百月兄								
	,	・軽減化	`					
(a) 7 a 11 4	【将来再認定】 要 【	重度化	・不要	更(再	認定の時	期	年	月)
(6) その他参:	考となる合併症状							
上記のとお	り診断する。併せて以下の意見を付す。							
令和	I 年 月 日 病院又は診療所の名称							
	所 在 地		年 4 4					
	診療担当科名 科	医	師氏名					印
	 祖法第15条第3項の意見(障害程度等級に 度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害		参考意	見を記	入)			
144 [1 42]	・該当する ・該当しない	級相	当)					
(注意) 1	「①障害名」には現在起こっている障害、例							
	記入し、「②原因となった疾病・外傷名」にい 名を記入してください。	ょ豚凹障	、光大竹	生無喘、	№ 学 中、	間帽开限犯	大乍寺(ノ疾
	歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例に 添付してください。	ついてに	は、「歯種	斗医師に	よる診断	書・意見書	- 計画 (別	様式)
	你们してくたさい。 障害区分や等級決定のため、横浜市社会福祉	· 宏議 会 /	いらみめ	てお問い	い合わせす	- ス場合が	ありす	す

身体障害者診断書

小腸の機能障害の状況及び所見

氏名

身長	c m 体重	k g 体車	田安田田	
1 小腸切除の場	E.A.	(1	観察期間	
		⋿ ↓		
(1) 手術所見:	・切除小腸の部位	長さ		c m
(不	・残存小腸の部位	長さ		c m
〔手術施行医療		(できれば手行		
	見((1)が不明のとき		しを添付す	ර)
推走残仔小	腸の長さ、その他の原	丌 兒		
2 小腸疾患の場	. 🛆			
	ロ 囲、その他の参考とな	さる所見		
까 汉 마 工 、 电	四、飞い四ツ多为乙烷	ナ <i>つり</i> 1 元		
	が併ちする担合は 2	2 a L 2 M = L 7 - 1		
(注意) 1及び2	が併行する場合は、つ	との旨を併記すること	- 0	
(注意) 1及び2 [参考図示]	が 所任 y 3 場 古 は、 <	この目を併記すること	7 0	
		切除部位		
	が併存する場合は、そ			
	が所存する場合は、そ	切除部位		
	が所任する場合は、そ	切除部位		
		切除部位		
		切除部位		
		切除部位		
[参考図示]		切除部位 病変部位 '//		
[参考図示]	法(該当項目を○で囲	切除部位 病変部位 '//		
[参考図示]	法(該当項目を○で困 養法:	切除部位 病変部位 '//	////.	Ħ
「参考図示」 ・ 関 ・ 関	法(該当項目を○で困 養法: 始 日	切除部位 病変部位 // /		Ħ
「参考図示」一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次<	法(該当項目を○で囲 養法: 始 日 ル留置部位	切除部位 病変部位 // /	////.	日 —
「参考図示」 (参考図示) (参考図示) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (法(該当項目を○で居 法法: 始 日 置 部 位 の 種 類	切除部位 病変部位 // / 用む) 年	////.	
(参考図示)(3 栄養維持の方)(1) 中心静脈栄・カテーテク(2) カテーテク	法(該当項目を〇で居 法(該当項目を〇で居 後法: 始 留置部位 の 種 類 間の実施状況	切除部位 病変部位 // (最近6か月間に	////.	日 日

(2) 経腸栄養法: 開 始 日 年 月 日 カテーテル留置部位 ・ 最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間) ・ 療 法 の 連 続 性 (持 続 的 • 間 歇的) (1日当たり Kcal) 熱 量 経口摂取: (3) 摂取の状態 (普通食・軟食・流動食・低残渣食) 摂 取 量 (普通量・中等量・少量) (下痢・軟便・正常)、 排便回数(1日 便の性状: 回) 4 5 検 査 所 見: 年 月 日) (測定日 赤 球 $/\text{mm}^3$, fff. ώπ. 数 色 素 量 $g/d\ell$ g/dl 、血清アルブミン濃度 血清総蛋白濃度 $g/d\ell$ 血清総コレステロール mg/dl 、中 性 脂 肪 $mg/d\ell$ 濃度 血清ナトリウム濃度 mEq/ℓ、血清カリウム濃度 mEq/ ℓ mEq/ Q 、血清マグネシウム 血清クロール濃度 mEq/ Q 血清カルシウム濃度 mEq/ ℓ

- (備考) 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。
 - 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たりの熱量は、1週間の平均値 によるものとする。
 - 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
 - 4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は 小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については、再認定を要する。
 - 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、 それ以外の小腸機能障害の場合は、6か月の観察期間を経て行うものとする。